

平成31年4月1日以降の保険証の使用について

～平成31年4月1日以降、
全国健康保険協会(協会けんぽ)の加入者となる皆様へ～

平成31年4月1日付で当組合が解散することに伴い、全国健康保険協会から新保険証及び高齢受給者証（以下「新保険証等」といいます。）が、4月になってから交付されますが、交付までには一定期間かかることから、新保険証等が交付されるまでの間の当組合発行の旧保険証及び高齢受給者証（以下「旧保険証等」といいます。）の使用についてお知らせいたします。

全国健康保険協会から新保険証等が交付されるまでの間に医療機関、薬局を受診される場合は、新保険証等がないので、旧保険証等を提出して受診することができます。

ただし、全国健康保険協会の新保険証等を受け取ってからすぐ（4月中）に受診した医療機関、薬局の窓口には新保険証等を提出してください。

なお、この旧保険証等の提出による受診は、**4月のみ（4/1～新保険証等が交付されるまでの間）**の扱いとなりますので、ご注意ください。

退職後の旧保険証の取扱いについて

～平成31年3月末までに退職される皆様へ～

退職後に、医療機関、薬局を受診する際には、新たに加入される保険者から交付される新保険証及び高齢受給者証（以下「新保険証等」といいます。）を提出していただく必要があります。

新保険証等が交付されるまでの間に、医療機関、薬局を受診される場合は、新たに加入される保険者にご相談ください。

人材派遣康保険組合発行の保険証及び高齢受給者証（以下「旧保険証等」といいます。）を提出して受診いただくことはできません。旧保険証等は退職後すぐに、事業主へご返却ください。

旧保険証等を提出して受診された場合は、後日、全国健康保険協会から医療費（7割分）の返還を請求されることとなりますので、ご注意ください。